

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職等によって経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方又は失ってしまった方を対象に、就職活動を実施することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を給付する制度（代理納付）です。

離職・廃業から2年※以内の方 又は 休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

※ただし、期間中に疾病、負傷、育児などのやむを得ない事情により、30日以上求職活動のできない期間があった場合はその日数を加算した期間（合計最長4年まで）



仕事がない・減った
家賃が払えない…



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

○住居確保給付金の支給家賃額（支給期間：原則3か月、最長9か月）

	単身世帯	2人世帯	3～5人世帯	6人世帯
支給家賃額／月 （上限額）	32,200円	39,000円	41,800円	45,000円

○主な給付要件チェックリスト

項 目							チェック 欄
「離職・廃業をした日から2年以内」又は「やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している」の状態に該当していますか？							<input type="checkbox"/>
収入減少後、世帯員全員の月収合計額は、収入基準額以内、かつ、世帯全員の預貯金等の合計額は資産基準額以内ですか？（※6人以上の世帯の場合は、お問い合わせ下さい）							<input type="checkbox"/>
世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	
収入基準額 （※）の目安	110.2千円	154千円	182.8千円	216.8千円	250.8千円	287千円	
資産基準額 （※）の目安	468千円	690千円	846千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	
上記の状態になる前に、世帯の生計を主として維持していましたか？							<input type="checkbox"/>
就職活動または（自営業の場合）自立に向けた活動ができる状態ですか？							<input type="checkbox"/>

<すべての項目にチェック✓が付いた方>

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、自立相談支援機関（〇〇福祉課）に相談してください。



よくあるお問い合わせ

Q. 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがあるとは
どういうことですか？

A. 本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少し、経済的に困窮した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q. 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失う
おそれがあることの確認方法はどうすればいいのでしょうか？

A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q. フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。
住居確保給付金を受けられますか？

A. 可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。

現在の就業を断念していただくものではありません。